

公 示 送 達 書

公告第 17 号

公 告

下記の者に係る令和3年度軽自動車税納税通知書の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2の規定により公示送達します。なお、この書類は町長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をして下さい。

令和3年 6月 3日

一宮町長 馬 淵 昌 也



記

住 所	氏 名	備 考
一宮町一宮2736-2	眞佐喜 匠	一宮町 え 585、一宮町 え 666
一宮町綱田668-3	飯高 年央	一宮町 わ 538
一宮町船頭給2493-2	染谷 竜一	一宮町 つ 550、一宮町 つ 551
この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。		